

就労系障害福祉サービスを利用される皆さまへ

令和7年10月から開始された新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されました。

■ 就労選択支援のポイント …… 自分に合った働き方・福祉施設を見つけるためのサポートです。

※ 自分にどんな仕事(作業含む)が向いているのか? を考える

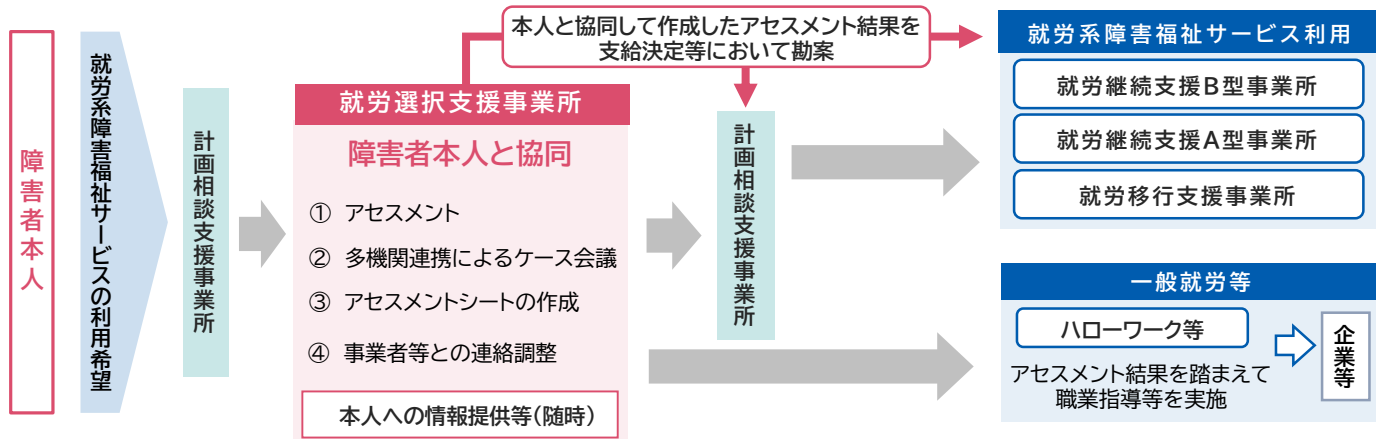
※ 働くための準備や体験をする

※ 就労先(一般就労・福祉的就労など)を選ぶ

いきなり働く(就労・福祉施設)のではなく『選ぶ・準備する段階』を支えるサービスという位置づけです。

就労選択支援の主な内容 【一ヶ月間】 障がい者の皆さま (一般用)

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援のアセスメントが必要とされる対象者 就労面に係る課題等の把握: 必要

サービス類型	新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記に含まれない者 ■ 現行の就労アセスメント対象者 (下記以外の者) 	令和7年10月から原則利用
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ■ 50歳に達している者 又は 障害基礎年金1級受給者 ■ 就労経験がある者 (就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者) 	希望に応じて利用: 可能
就労移行支援	希望に応じて利用: 可能	令和9年4月~原則利用 ■ 標準利用期間を超えて更新を希望する者: 延長

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方、どのような就労先・働き方・福祉施設が自分に合っているのか迷っている方 など自治体や相談支援事業所に ご相談ください

就労選択支援事業所 **ひまわりの郷**
0299-37-0339 管理者: 杉森